

北秋田市木造住宅耐震改修補助事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震による木造住宅の倒壊等の災害を未然に防止し、市民の安全を確保するため、「北秋田市耐震改修促進計画」に基づく木造住宅の耐震改修に係る費用に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 木造住宅の耐震診断と補強方法（一般財団法人日本建築防災協会発行）に定める一般診断法（以下「一般診断法」という。）に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (2) 木造戸建住宅 木造一戸建住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの）を含む。）をいう。
- (3) 耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の木造住宅を1.0以上になるよう補強し、地震に対して安全な構造とするための改修工事をいう。

(対象住宅)

第3条 木造住宅耐震改修補助事業の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 北秋田市内に存すること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築され、住居の用に供している木造戸建住宅であること。
- (3) この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けて耐震改修工事を過去に実施していないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる対象住宅の所有者（実質的に所有していると認められる場合等を含む。以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の対象住宅を所有している個人であること。

(2) この要綱に基づく補助金の交付を過去に受けたことがないこと。

(3) 本市の市税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特にやむを得ない事情があると認めるときは、当該所有者等を補助対象者とすることができる。

(補助金の額)

第5条 耐震改修に対する補助金の額は、耐震改修に要する費用（耐震改修工事費とし、建替えを行う場合の費用を除く。）の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）ただし、その額が30万円を超えるときは、30万円とする。

2 補助金の交付に当っては、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税の特別控除（以下、「所得税の特別控除」という。）の額を、あらかじめ前項の額から差し引いて、交付するものとする。

(補助の範囲)

第6条 補助金の交付は、予算の範囲内とする。

(事前相談)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けて耐震改修工事を行おうとするときは、「北秋田市木造住宅耐震診断支援事業制度要綱」に基づき行った耐震診断結果又はそれに代わる書類を添えて市長に相談（以下「事前相談」という。）しなければならない。

2 市長は、前項の事前相談があった場合は、その内容を審査し、この事業の目的に合致することを確認するものとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（前条に規定する事前相談が整った者に限る。）は、耐震改修補助金交付申請書（様式第1号）に別に定める書類を添えて市長に補助金の交付の申請をしなければならない。

(交付決定)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、交付又は不交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは、耐震改修補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者（以下「補助事業対象者」という。）に通知す

るものとする。

3 市長は、第1項の規定により不交付を決定したときは、耐震改修補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、補助事業対象者に通知するものとする。

（交付の条件）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定するときは、次の条件を付するものとする。

（1） 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないこと。

（2） この要綱に基づく補助金の交付の対象となる事務又は事業（以下「補助事業」という。）の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（申請の取下げ）

第11条 補助事業対象者は、第9条第2項に規定する通知を受けたのち、事情により補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに耐震改修補助金交付申請取下届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の耐震改修補助金交付申請取下届の提出があったときは、市長は当該補助金の交付の決定を取り消すものとする。

（事業内容の変更）

第12条 補助事業対象者は、第9条第2項の規定による通知を受けたのち、事情により補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに耐震改修補助金交付変更申請書（様式第5号）により市長に申請しなければならない。

2 前2条の規定は、前項の場合に準用する。

（事業の遂行）

第13条 補助事業対象者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他の指示に従い、適切に事業を行わなければならない。

（中間検査）

第14条 市長は、必要があると認める場合は、耐震改修工事の工程を指定し、中間検査を行うことができる。

2 市長は、当該耐震改修工事が適切に行われていないと認められる場合は、耐震改修

工事が適切に行われるよう補助事業対象者に対し、是正指導を行うものとする。

3 市長は、補助事業対象者が前項の指導に従わない場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(完了報告)

第15条 補助事業対象者は、補助事業が完了したときは、速やかに耐震改修補助金完了実績報告書(様式第6号)に、別に定める書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第16条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかについて確認を行い、適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、耐震改修補助金額確定通知書(様式第7号)により当該補助事業対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第17条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた補助事業対象者は、請求書(様式第8号)を市長に提出し、補助金を請求するものとする。

(補助金の交付)

第18条 市長は、前条の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第19条 市長は、補助事業対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたことが判明したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、耐震改修補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により補助事業対象者に対し通知するものとする。

(補助金の返還)

第20条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、耐震改修補助金返還命令書(様

式第10号)により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助金の精算)

第21条 所得税の特別控除を受けた補助事業対象者は、耐震改修補助金確定申告報告書(様式第11号)に別に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の耐震改修補助金確定申告報告書の提出があったときは、当該報告の内容により補助金を精算し、耐震改修補助金精算通知書(様式第12号)により通知するものとする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。